

高取町障害者成年後見制度利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、判断能力が十分でない知的障害者及び精神障害者（以下「対象者」という。）に対し、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、成年後見制度利用の支援を行うことにより対象者の福祉の向上を図り、権利を保護することを目的とする。

(支援事業の内容)

第2条 支援事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 成年後見制度に係る審判の申立（以下「審判の申立」という。）
- (2) 審判の申立に要する費用の負担
- (3) 家事審判法（昭和22年法律第152号）第9条第1項甲類第20号の規定に基づく報酬の付与の審判（以下「報酬付与審判」という。）により家庭裁判所が決定した成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の業務に対する報酬費用の助成

(審判の申立の種類)

第3条 町が行う審判の申立の種類は、次に掲げる審判についてとする。

- (1) 後見開始の審判（民法（明治29年法律第89号）第7条）
- (2) 保佐開始の審判（民法第11条）
- (3) 保佐人の同意を要する行為の範囲を拡張する審判（民法第13条第2項）
- (4) 補助開始の審判（民法第15条第1項）
- (5) 補助人に同意権を付与する審判（民法第17条第1項）
- (6) 保佐人に代理権を付与する審判（民法第876条の4第1項）
- (7) 補助人に代理権を付与する審判（民法第876条の9第1項）

(審判の申立の要請)

第4条 次の各号に掲げる者は、第1条に規定する各法に基づき審判の申立が必要な者（以下「要支援者」という。）がいると判断したときは、後見開始等審判の申立要請書（様式第1号）により町長に審判の申立を要請することができる。

- (1) 民生児童委員
- (2) 要支援者の日常生活の援助者（親族を除く。）

- (3) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設の職員
- (4) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所の職員
- (5) その他町長が特に認めた者

(審判の申立の判断基準)

第5条 町長は、審判の申立を行う必要性の可否の判断に当たっては、次の各号に掲げる要件を総合的に勘案して決定するものとする。

- (1) 要支援者の事理を弁識する能力（民法第7条、第11条、第15条）
 - (2) 要支援者の健康状態、生活の状況及び資産の状況
 - (3) 要支援者の配偶者及び2親等以内の親族（以下「親族等」という。）の存否、当該親族等による対象者の保護の可能性並びに当該親族等が審判請求を行う意思の有無
 - (4) 町等が行う各種施策及びサービスの利用並びに、これらに付随する財産の管理など日常生活上の支援の必要性
- 2 前項第3号の規定にかかわらず、3親等又は4親等の親族で審判の申立を行うべき者の存在が明らかなときは、町長は審判の申立を行わないものとする。

(審判の申立)

第6条 町長は、前条の判断基準に基づき調査を行った結果、要支援者について成年後見人等が必要と判断し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、審判の申立を行うことができる。

- (1) 要支援者に親族等がないとき
 - (2) 要支援者の親族等の代表者又はそのいずれかの者が、文書により自ら審判の申立をしない旨を町長に申し入れた場合。ただし、明らかに文書による申し入れが困難な事由があると認める場合は、この限りではない。
 - (3) 2親等以内の親族があっても、当該親族から要支援者への虐待の事実が確認され、町長が審判の申立を行うべきであると判断したとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、明らかに要支援者の福祉の向上を図るために町長が審判の申立を行うべきであると判断したとき。
- 2 前項第1号又は第3号の場合において、3親等又は4親等の親族で審判の申立を行うべき者の存在が明らかなときは、町長は審判の申立を行わないものとする。

(費用の負担)

第7条 第2条第2号の規定に基づく費用は、審判の申立に係る収入印紙代、登記印

紙代、郵便切手代、診断書料及び鑑定料とする。

- 2 町長は、前項に規定する費用について、要支援者又は親族等が負担すべきであると判断したときは、非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第28条の規定に基づく手続き費用の負担命令に関する申立を審判請求と併せて行うものとする。
- 3 町長は、前項の申立に対し、家庭裁判所から費用負担命令があったときは、後見開始等審判の申立費用請求書（様式第2号）により要支援者に当該費用を請求するものとする。

（報酬の助成）

第8条 町長は、審判の申立により成年後見人等を選任された要支援者のうち、次に掲げる者が負担する成年後見人等に対する報酬に係る費用について、助成をすることができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者
- (2) 成年後見人等に対する報酬を負担することにより、生活保護法による被保護者となる者
- (3) 活用できる資産、貯蓄等が乏しく、成年後見人等に対する報酬の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にあると認められる者

（報酬助成期間）

第9条 町長が前条の規定に基づき報酬を助成する期間は、報酬付与審判で決定された期間とする。

（報酬の助成額）

第10条 成年後見人等の報酬に対する助成額は、報酬付与審判で決定された金額の範囲内とし、当該成年後見人等が施設に入所している場合は月額18,000円を、その他の者については月額28,000円を上限とする。

（報酬助成の申請）

- 第11条 第8条の規定により助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）又は申請者の成年後見人等は、家庭裁判所が発行する報酬付与審判の決定通知書の写しを添付し、高取町障害者成年後見制度利用支援事業助成申請書（様式第3号）により町長に申請するものとする。
- 2 町長は、前項に規定する申請書を受理したときは、内容の審査を行い、助成の可否を決定するとともに、高取町障害者成年後見制度利用支援事業助成決定（却下）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第12条 町長は、申請者又は申請者の成年後見人等が提出する高取町障害者成年後見制度利用支援事業助成金請求書（様式第5号）に基づき、助成金を指定の預金口座に振り込むものとする。

（成年後見人等の報告義務）

第13条 第11条第2項の規定により交付の決定の通知を受けた者は、要支援者の資産状況及び生活状況に変化があったとき又は町長からこれについて報告を求められたときは、その旨を速やかに町長に報告をしなければならない。

（助成の中止及び返還）

第14条 町長は、申請者の資産状況若しくは生活の状況の変化又は死亡等により、助成の理由が消滅したと認めるときは、助成を中止するとともに、その資産状況に応じて助成した費用の返還を求めることができる。

- 2 町長は、詐欺その他不正の手段により第7条又は第8条の助成を受けた者に対し、助成した額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。